

令和元年度

小樽市「財政健全化」審査意見書

小樽市監査委員

## 目 次

第1 審査の概要	1
1 審査に付された比率及び書類	1
2 審査の期間	1
3 審査の方法	1
第2 審査の結果	1
1 総合意見	1
2 個別意見	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	2
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	5

# 令和元年度 小樽市財政健全化審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査に付された比率及び書類

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間 令和2年8月3日 ～ 令和2年8月20日

### 3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼に、各数値と令和元年度決算数値及び地方財政状況調査表の数値と符合しているかどうか、また、各見込額等の算定が適切かどうかについて確認しました。

## 第2 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、健全化判断比率の推移は、次のとおりです。

健全化判断比率の推移

(単位：%)

区 分	令和元年度	早期健全化基準	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
		財政再生基準				
実質赤字比率	-	11.74	-	-	-	-
		20.00				
連結実質赤字比率	-	16.74	-	-	-	-
		30.00				
実質公債費比率	7.5	25.0	7.9	7.9	8.3	10.6
		35.0				
将来負担比率	36.8	350.0	43.1	48.5	61.7	69.4

本年度は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに生じておらず、また、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っています。

## 2 個別意見

健全化判断比率の概要及び個別意見は、次のとおりです。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、次の算式で算定する比率で、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### 実質赤字比率

(単位：千円)

会計名		実質収支額		増減
		本年度	前年度	
一般会計等	一般会計	140,325	215,823	△ 75,498
	住宅事業特別会計	21,151	6,784	14,367
	産業廃棄物処分事業特別会計	0	0	0
	実質赤字額	△ 161,476	△ 222,607	61,131
標準財政規模		31,410,341	31,455,294	△ 44,953
実質赤字比率		% -	% -	
実質赤字・黒字比率 ※赤字の場合は再掲		(△ 0.51)	(△ 0.70)	ポイント 0.19

- (注) 1 実質赤字額及び各比率は、赤字を正数で、黒字を負数(△)で表示しています。  
2 実質黒字比率は、参考として実質赤字比率の例にならない算出し、括弧表示しています。

本年度は、一般会計において、主に市税などの歳入で予算額を上回ったほか、職員給与費、除雪費、他会計繰出金の歳出でそれぞれ不用額を生じたため140,325千円の黒字、また、住宅事業特別会計においても21,151千円の黒字となりました。

この結果、合計額で161,476千円の黒字となったことから、実質赤字比率は生じませんでした。

なお、実質黒字比率は0.51%となり、前年度と比較すると0.19ポイント減少しました。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、次の算式で算定する比率で、一般会計等のほか公営企業会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の合計から実質黒字額及び資金剰余額の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{(\text{実質赤字額} + \text{資金不足額}) - (\text{実質黒字額} + \text{資金剰余額})}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結実質赤字比率

(単位：千円)

会計名		実質収支額		増減	
		本年度	前年度		
一般会計等	一般会計	140,325	215,823	△ 75,498	
	住宅事業特別会計	21,151	6,784	14,367	
	産業廃棄物処分事業特別会計	0	0	0	
政令で定める特別会計	国民健康保険事業特別会計	121,516	79,756	41,760	
	介護保険事業特別会計	201,643	687,657	△ 486,014	
	後期高齢者医療事業特別会計	41,220	57,453	△ 16,233	
会計名		資金不足額又は資金剰余額		増減	
		本年度	前年度		
公営企業会計	法適用企業	病院事業会計	△ 267,986	△ 72,985	△ 195,001
		水道事業会計	1,327,636	1,379,018	△ 51,382
		下水道事業会計	134,744	156,671	△ 21,927
		産業廃棄物等処分事業会計	1,352,225	1,223,919	128,306
		簡易水道事業会計	805	486	319
	法非適用企業	港湾整備事業特別会計	108,003	117,839	△ 9,836
		青果物卸売市場事業特別会計	0	0	0
		水産物卸売市場事業特別会計	0	0	0
連結実質赤字額		△ 3,181,282	△ 3,852,421	671,139	
標準財政規模		31,410,341	31,455,294	△ 44,953	
連結実質赤字比率		% -	% -		
連結実質赤字・黒字比率 ※赤字の場合は再掲		(△ 10.12)	(△ 12.24)	ポイント 2.12	

- (注) 1 政令で定める特別会計とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第2条で規定する特別会計です。  
 2 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業です。  
 3 資金不足額又は資金剰余額は、資金不足額を(△)で、資金剰余額を正数で表示しています。  
 4 連結実質赤字額及び各比率は、赤字を正数で、黒字を負数(△)で表示しています。  
 5 連結実質黒字比率は、参考として連結実質赤字比率の例にならない算出し、括弧表示しています。

本年度は、一般会計等及び政令で定める特別会計において実質収支が赤字となった会計はありませんでした。また、黒字となった会計は、一般会計、住宅事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計で、その合計額は525,855千円でした。

公営企業会計（法適用企業及び法非適用企業）において資金不足が生じた会計は病院事業会計で、その額は267,986千円でした。また、資金剰余が生じた会計は、水道事業会計、下水道事業会計、産業廃棄物等処分事業会計、簡易水道事業会計及び港湾整備事業特別会計で、その合計額は2,923,413千円でした。

この結果、実質収支額と資金不足額又は資金剰余額の合計は3,181,282千円の黒字となり、

連結実質赤字比率は生じませんでした。また、連結実質黒字比率は10.12%で、前年度と比較すると2.12ポイント減少しました。これは、実質収支額で521,618千円、資金剰余額で149,521千円それぞれ減少したためです。

### <意見>

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、両比率とも生じておらず、本年度は、前年度に引き続き病院事業会計において資金不足を生じたものの連結実質黒字は確保されております。

今後の財政運営に当たっては、人口減少等により税金や事業収入などに及ぼす影響が懸念されることから、引き続き収支バランスに留意しながら、一層の財務体質の強化に努められることを期待するものです。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、次の算式で算定する比率の3か年の平均値です。

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\text{地方債の元利償還金(公債費充当特定財源を控除)} + \text{準元利償還金} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

### 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
① 地方債の元利償還金(繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除く)	5,301,511	5,568,311	5,858,238	5,629,411
② 公債費充当特定財源	1,058,367	1,036,139	1,095,267	1,110,680
③ 準元利償還金	2,370,365	2,453,074	2,342,026	2,391,141
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,842,235	4,848,190	4,949,129	4,822,370
⑤ 標準財政規模	31,410,341	31,455,294	31,798,031	32,004,902
各年度の実質公債費比率(%) (①-②+③-④) / (⑤-④) × 100	6.66692	8.03190	8.02963	7.67957
本年度の実質公債費比率(%) (3か年平均)	7.5			
前年度の実質公債費比率(%) (3か年平均)		7.9		
増減ポイント	△ 0.4			

本年度の実質公債費比率は7.5%で、前年度と比較すると0.4ポイント改善しました。

これは主に、本年度は平成28年度と比較して地方債の元利償還金で327,900千円減少したためです。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、市の実質的負債の財政規模に対する割合で、次の算式で算定します。

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定歳入} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額		増 減
	本年度	前年度	
将来負担額 A	71,264,157	74,251,082	△ 2,986,925
地方債の現在高	47,508,211	48,746,418	△ 1,238,207
債務負担行為に基づく支出予定額	18,880	38,126	△ 19,246
公営企業債等繰入見込額	13,867,513	14,973,612	△ 1,106,099
組合負担等見込額	1,210,750	1,715,118	△ 504,368
退職手当負担見込額	8,657,753	8,776,633	△ 118,880
設立法人の負債額等負担見込額	1,050	1,175	△ 125
連結実質赤字額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
充当可能財源等 B	61,463,098	62,761,847	△ 1,298,749
充当可能基金	6,087,342	6,011,860	75,482
充当可能特定歳入	7,246,279	7,569,492	△ 323,213
基準財政需要額算入見込額	48,129,477	49,180,495	△ 1,051,018
将来負担額－充当可能財源等 C (A－B)	9,801,059	11,489,235	△ 1,688,176
標準財政規模 D	31,410,341	31,455,294	△ 44,953
算入公債費等の額 E	4,842,235	4,848,190	△ 5,955
標準財政規模－算入公債費等の額 F (D－E)	26,568,106	26,607,104	△ 38,998
将来負担比率 (%) C/F×100	36.8	43.1	ポイント △ 6.3

本年度の将来負担比率は36.8%で、前年度と比較すると6.3ポイント改善しました。

これは主に、将来負担額の地方債現在高で1,238,207千円、公営企業債等繰入見込額で1,106,099千円それぞれ減少したためです。

<意 見>

実質公債費比率及び将来負担比率については、それぞれ早期健全化基準を下回り、かつ、前年度と比較して改善が見受けられることから、これまでの財政健全化に向けた取組の成果であると評価するものです。

今後の財政運営に当たっては、公共施設等の老朽化対策が課題となっており、財政負担の増加も懸念されますので、中長期的な視点に立ち計画的な事業の実施に努められることが肝要と考えます。